

庄川上流地域見学会実施報告

- 1 実施日 26年8月2日（土）梅雨明けの太陽が降り注ぐ好天に恵まれ、すべて予定通りで実施できた。
- 2 参加者 30名
- 3 案内者 金田所長、新藤正夫、佐伯安一、杉森貢、山下史代 5名
- 4 コース 散居村ミュージアム（7時40分発）－小牧ダム－祖山集落－寿川念仏道場－行徳寺－荻町城山展望台－心打亭（昼食）－魚帰りの滝－庄川源流部－道の駅荘川－荘川桜－御母衣ダム－旧遠山家民俗館－帰雲城跡－散居村ミュージアム（17時50分着）

5 見学会の概要

- ・ 小牧ダム
ダムサイトに停車し、バスの中で説明した。庄川水系に最初に造られたアーチ式のダムで、鉄道の敷設や索道の建設を行うなどの大事業であったこと、飛州木材などの流木業者との流血を伴う争いがあったことなどを説明した。現在も朽ちた「チェーンコンベア」が残っている。
- ・ 祖山集落（大槻伝蔵碑）
橋を渡って右岸にある祖山集落に入る。バスを降り、熊野神社脇にある大槻伝蔵の碑を見ながら、加賀騒動の結果伝蔵が祖山に配流になったこと、五ヶ山が流刑地として使われ庄川には籠の渡しがかけられていたことなどについて説明した。また、小牧ダムと同年に完成した祖山ダムについても説明した。
- ・ 寿川念仏道場
平道の駅からやや入ったところに寿川集落の念仏道場がある。自治会長の東さんに道場の扉の鍵を開けていただいて中に入らせてもらった。普段は、部外者立ち入り禁止のところであるが、散居村地域研究所の見学会であるということで、特別に計らってもらった。内部は完全にお寺の御堂づくりとなっており、外見からは想像できないほど意外に広く感じた。
- ・ 行徳寺
これまで外からの見学のみで済ませていた行徳寺であったが、今回は内部に入り、御堂において副住職より説明を聞いた。赤尾道宗に関してその生い立ちから五ヶ山における布教活動に至るまで事細かく解説していただいた。道宗に関する資料が収められている遺徳館も見学した。
- ・ 荻町城山展望台
11時過ぎの定刻通りの到着。展望台からの眺めに歓声が上がった。今回は、荻町の散策を予定に組み込まなかったため、高台から合掌集落の様子を見下ろしながら、合掌造りの構造や昔の暮らしについて詳しく解説した。最後に、白川郷合掌集落をバックに集合写真を撮った。
- ・ 魚帰りの滝
当日まで雨の降らない日が続いていたので、滝の水は白い糸を引くように流れ落ちていた。澄んだ水の美しさに感動の声が聞こえた。下流にダムができるまでは、この滝が庄川本流で唯一の滝であり、遡上してきた魚が上れないで帰って行ったところから名前がついたことを説明した。
- ・ 庄川源流部
山中山橋のたもとでバスを降り、上流に向かって砂利道を歩いた。途中二か所ほど沢に降りることのできる場所があるので案内した。大きな岩の間を流れ下る庄川上流の水の冷たさを体感しても

らうことが狙いであった。

- ・ 御母衣ダム

バスでダムサイトまで入り下車した。当初は、ダムの堰堤上を中ほどまで歩く予定であったが、心打ち亭での食事時刻が迫っていたので歩く距離を縮めた。御母衣ダムが当時では珍しいロックフィルダムとなった訳や岩石や土をどこから採取してきたのかなどについて説明した。また、このダム建設に当たり、多くの村々が湖底に沈んだことにも触れた。

- ・ 旧遠山家民俗館

この民俗館の見学時間は16時までとなっている。したがって、入館受付は15時30分までであったが、市立の研究所が主催する見学会であるということで、特別に16時の入館を許可してもらった。御母衣周辺における大家族制や山での暮らしに関するDVDは、貴重な映像が多く収録され非常に分かりやすかった。遠山家の母屋内部の見学だけで予定の時間が来たので、周囲の小屋まで見ることはできなかった。

- ・ 帰雲城跡

16時45分、予定通りの時間に到着した。最後の見学地である。天気も良く、帰雲山の崩落跡が手に取るように見えた。天正13年11月29日（1986年1月18日）に起こった大地震によって帰雲城とその城下が埋没し、多くの人がなくなったことや、その一連の地震によって旧庄川町の前山が崩れ庄川を堰き止めたことについても触れた。何百年も昔の崩落地が今なお生々しく跡を留めていることについて驚きの声が上がっていた。

6 成果と課題

- ① この見学会の趣旨「砺波平野の母なる川庄川の歴史や自然、その流域において特色のある文化を発達させてきた先人の暮らしについて見聞し、郷土砺波に関する理解を深める」を最初に押えたことにより、参加者の学ぶ意識が高まった。
- ② 今回は例年よりも児童生徒の参加が多く、華やいだ雰囲気があった。今後も次代を担う若年層の参加を促したい。
- ③ 心打ち亭の食事時刻が12時からに限定され、見学予定を大幅に見直さざるを得なかった。店の場所が移転し場所が狭くなったことと、観光客が多い夏休みの土曜日ということもあり、予約席を長時間空けておけないためである。食事場所の検討が必要と思われる。
- ④ 日程の関係もあり、白川郷合掌集落の散策を取り止めた。参加者には貴重なお土産を買う場となっていたので、今回は、トイレ休憩も兼ねて道の駅荘川で時間をとった。大して長い時間ではなかったが、参加者はそれぞれに買い物を楽しんでいたように思える。



第6回散村地域見学会実施報告

- 1 実施日 26年6月8日(日) 曇りところによって一時雨
- 2 参加者 10名
- 3 案内者 佐伯、杉森、山下
- 4 コース 散居村ミュージアム(12時50分発)－千保川跡－西部幹線水路－旧新又口取水口跡－合口堰堤－夢の平散居村展望台－散居村展望広場－三谷水宮社－巡検使道－薬勝寺－厳照寺－久泉遺跡－散居村ミュージアム(17時15分着)

5 見学会の概要

- ・ 旧新又口取水口跡
砺波中部広域農道を南下し、西部幹線水路沿いに折れて取水口跡に向かった。中部広域農道では左右に家がないことから、庄川が千保川と呼ばれていた頃の旧河道であることを説明した。取水口跡では、次第に庄川の河床が低下していること、そして、その主な原因が上流域でのダム建設にあることを説明した。
- ・ 合口堰堤
庄川の左岸や右岸にあったいくつもの取水口を合口するために造られた堰堤であるということで、左岸の二万石や新用水、右岸の右岸幹線水路取水口などを見学した。また、堰堤の右岸わきに設置されている庄川合口発電所は、10メートル余りの落差を利用して最大出力570キロワットを発電する小水力発電所であることも説明した。
- ・ 夢の平散居村展望台及び展望広場
雲の多い天気ながら、砺波平野の散村の様子は十分に見ることができた。時間にゆとりがあったので、庄川町種田方面から南砺市福野方面が見渡せる展望広場と出町市街地方面から庄川の流路を眺めおろすことができる散居村展望台の二か所から眺めた。
- ・ 薬勝寺と厳照寺
臨済宗と浄土真宗というように宗派は違えど、いずれも由所ある古刹である。寺に伝わる宝物などを示しながら、それぞれの住職から直接にお寺の歴史や由来について説明してもらった。
- ・ 久泉遺跡
この遺跡はすでに埋め戻され、建物跡や大溝の跡をうかがうことはできないので、発掘調査報告書の写真等をもとに説明をした。出土した遺物の写真などは当時をしのぶ貴重な資料となった。

6 成果と課題

- ① 今回は、二つの寺院を切り口にして、砺波地方(庄東地区)の中世の歴史について学んだ。それに当たってそれぞれの寺院の住職に直接にお話を聞いたことは大変意義深いものがあった。
- ② 薬勝寺付近から巡検使道を迎る形で梅檀野の方に向かい、当時の巡検使がどのような目的でこの地方に来ていたのか等について詳しい説明をする予定であったが、資料不足のためもある程度十分な説明とならなかった。



第7回散村地域見学会実施報告

- 1 実施日 26年9月28日（日） 朝のうち曇りのち快晴
- 2 参加者 10名
- 3 案内者 佐伯、堀越、杉森
- 4 コース 散居村ミュージアム（12時50分発）－南砺市飛騨屋集落－赤祖父円筒分水槽－赤祖父のため池－井口丸山展望台－城端別院善徳寺－山本善徳寺廟－福光善徳寺跡－散居村ミュージアム（17時20分着）

5 見学会の概要

- ・ 飛騨屋集落
飛騨屋集落は、砺波平野にある散村地域の過去および現在の記録を後世に残す目的で、砺波散村地域研究所が平成20年から3か年にわたって調査対象としてきた集落である。バスの中においてこれまでの飛騨屋に関する研究の一端を説明した。
- ・ 赤祖父円筒分水槽・赤祖父のため池
赤祖父地区においては昔から水不足に悩まされてきた歴史があり、昭和24年に完成した円筒分水槽や赤祖父のため池の造成、小牧ダムから取水された南砺用水の通水など多くの人々の努力によって、この地区に豊かな秋の実りがもたらされていることを説明した。
- ・ 井口丸山展望台
展望台に至る道路は落石もなく整備されており、展望台下の駐車場までスムーズに上ることができた。山頂展望台の周囲の立木が邪魔ではあったが、秋晴れの澄み渡った空気のおかげで見晴らしがよく、遠く富山新港の辺りまで見えたことに感動の声が上がっていた。
- ・ 城端別院善徳寺
善徳寺は修復工事の最中であった。また、本堂では365日欠かさず行っているという法話の最中だということで、臨時の社務所の2階で説明を受けた。砂子谷での創建から始まり、山本、福光、城端と移転してきたことを中心に善徳寺の歴史の概略について説明を聞いた。
- ・ 山本善徳寺廟
山裾に案内板があり、かろうじてそこが善徳寺跡であることがわかる。案内板を見ながら、この辺りにかつては善徳寺が建てられていたことを説明し、山陰にある善徳寺のお墓に案内した。「こんなところにこんなものが」ということで、参加者は一様に驚いていた。
- ・ 福光善徳寺跡
福光公民館の駐車場にバスを止め、100メートルほど歩いて善徳寺跡に行った。現在は知源寺が建てられている。福光城の名残を残す石垣脇の案内板の前で、善徳寺の移転とともに門前町や市場も移転し、賑わっていた時代があったことなどについて説明した。

6 成果と課題

- ① 今年度のテーマの一つは、砺波散村地域の風土が形成される上で大きな影響があったと考えられる宗教、特に浄土真宗について学ぶことであった。今回は善徳寺に焦点を当て、見学にも大きく時間を割いた。善徳寺での大村氏の説明は機知に富み、興味深く聞くことができた。また、山本の善徳寺廟や福光善徳寺跡などは、普段は何気なく通り過ぎていた場所を改めて見直したという声とともに、見学地に一貫性がある分分かりやすかったという声が多かった。
- ② 「散村地域見学会」と似通った性格を持った講座に、となみ散居村ミュージアムが企画している「となみ散居村学習講座」がある。同一の場所にある組織でもあり、今後は一本化を図る必要がある。



砺波散村地域学習講座実施報告

1 小学生の部 「散村にある家の特徴を調べよう」

- ① 期 日 8月5日(火) 天候 晴れ
- ② 参加者 小学生19名(庄川小7名、砺波南部小1名、砺波北部小9名、鷹栖小2名)
保護者1名

③ 日 程

・ 開講式・講義

散居村ミュージアムの研修室において開講式をする。金田所長が、開会の挨拶の後、引き続いて砺波の散居村に関する話をし、本日の講座に対する動機づけを行った。

・ 新藤家における調査演習

バスで砺波市小島の新藤家に移動した。まず庭先において、調査の内容や調査方法などについて説明を行った。散村の家々には、家人が生活する「母屋」のほか、「クラ」や「コヤ」、「車庫」などがあること、屋敷の外から川水を取り入れ生活に生かしていることなどについて、具体的に見て回りながら調査の観点等について確認した。

・ 活動Ⅰ(班別調査)

小島1区を5つのエリアに分け、班別に調査活動をした。各班の調査担当エリアは、事前に抽選により決定した。各班に一人の指導者がつき、調査のアドバイスをするとともに安全確保に当たった。それぞれの班は、4～5軒の家を調査したが、おおよそ12時までには終了し、公民館に帰ってくる事ができた。猛暑の中であったため一人の児童が軽い熱中症の症状を訴えたが、エアコンの効いた公民館で早めに処置した結果大事には至らなかった。

・ 活動Ⅱ(調査結果のまとめと家模型の作成)

班別に午前中の調査結果について話し合い、集計用紙にまとめた。話し合い、集計作業が完了した班から、それぞれに模型の作成に入った。話し合いでまとめた典型的な散村の家の形を40センチ四方のベニヤ板の上に表現する作業である。事前に家の展開図などを準備してあったが、予想外に作成に時間がかかり、活動Ⅲ(模型巡回セッション)ができなかった。

④ 成果と課題

- ・ 参加者の約半数が4年生であったが、「何のために」「何をするのか」が理解しやすい分かりやすいテーマ設定であったため、暑い中ではあったが意欲的に調査を行うことができた。
- ・ 散村にある家の特徴を模型で表現しながら確認するという手法は、小学生の興味関心を喚起し、意欲的に活動が展開された。しかし、作業に時間がかかり過ぎ、肝心のテーマについて考え合うということができなかったのは大きな問題であった。
- ・ 夏の暑さが厳しさを増し、猛暑の中の屋外活動は、熱中症というリスクと隣り合わせであり、今後とも配慮を要する。



2 中学生の部 「散村地域の水利用」

- ① 期 日 8月7日(木) 天候 曇り時々雨
- ② 参加者 中学生7名(般若中4名、庄西中3名)
- ③ 日 程

- ・ 開講式・講義

散居村ミュージアムの研修室において、オリエンテーションをした後、開講式を行った。金田所長には、挨拶に引き続き「散村地域と水」に関する講話をしてもらった。庄川の水は農業用水や生活用水、飲料水などとして使われるもののほかに、発電や工業用としても使われていることなどについて説明し、その後の巡検への意識付けとした。

- ・ 巡 検

合口ダム－小牧発電所－閑乗寺展望台－南砺用水－松島浄水場－示野発電所－村上家(庄川町五ヶ)－古上野のどんど－安川発電所－利賀川工業用水浸透池

小牧発電所では、関西電力にお願いして発電所の内部に入らせてもらい、取水から排水までの一連の様子について見学させてもらった。水力で回るタービンシャフトは迫力があつた。

松島浄水場では夕立のような大粒の雨に見舞われた。外での見学はできなかったが、職員から室内で説明を受けた。DVDが大変わかりやすかつた。雨のため建物の中で昼食を摂ることを許可していただいたが、雨天の中大変助かつた。

示野発電所では、時間の関係でバスの中での説明だけにした。住宅地の中に造られている大変珍しい発電所である。

村上家では再び雨がひどくなり、軒下での解説となつた。この家は、敷地外から用水を引き入れて利用している昔ながらの散村の家の面影を残している家である。

古上野のどんどでは、砺波平野を枝分かかれしながら網の目のように流れている用水の分水の様子を見学した。雨は小降りではあつたが、間断なく降り続いていた。

安川発電所では、庄川沿岸用水土地改良区連合の職員二人に、強い雨の中ではあつたが、芹谷野用水からの取水の様子、ヘッドタンクから導水される経路などについて説明してもらつた。

利賀川工業用水浸透池では、県の企業局の職員二人に説明してもらつた。折から浸透池に水が注ぎこまれている最中であり、この施設の働きをよく理解することができた。併せて150mほど下流にある配水槽も見学することができた。

- ④ 成果と課題

- ・ 今年の夏は天候不順であり、当日も時折強い雨の降る日となつたが、熱心に意欲的に取り組む生徒が多く見られた。これは、学習講座の最初にテーマに基づいた話をし、それぞれの生徒に目的意識を明確に持たせることができたからであろうと思われる。
- ・ 小牧発電所、松島浄水場、安川発電所、利賀川工業用水浸透池では、各施設の担当者から直接説明を受けることができた。それぞれの親切で丁寧な対応に対し感謝申し上げたい。



3 高校生の部 「庄川扇状地と水」

- ① 期 日 8月8日(金) 天候 雨が降ったり止んだり
- ② 参加者 高校生4名(砺波高校1名、高岡高校2名、富山いずみ高校1名)
教師2名(富山いずみ高校、砺波高校)

③ 日 程

・ 開講式・講義

開講式の挨拶の後、金田所長から講義をしていただいた。昨年度の反省を生かし、1時間、比較的ゆったりと講義時間をとった。扇状地の仕組みのこと、農業用水のこと、地下水や上水道のことなどについて解説しながら、その後の巡検の内容にも触れた。

・ 巡 検

小牧ダム－合口ダム－三条山－旧新又口用水取水口跡－古上野のどんど－出町上水道記念碑－御旅屋の井戸 － 小島集落 － 山王川洪水調整池

小牧ダムでは、堰堤上を歩きながら築造の歴史、飛州木材等の流木業者との抗争、そして、妥協案としてのチェーンコンベアが存在等について説明した。

三条山では、天気が悪く見通しもよくなかったが、庄川扇状地の概観、松川除や旧取水口のことなどについて説明した。

旧新又口用水取水口跡では、蛇籠や鳥足などで堰を造って用水を取り入れていた様子や上流にダムができたことによって河床の低下が起きていることなどについて説明した。

古上野のどんどでは見学し昼食もそこで摂る予定であったが、雨がひどかったので古上野の公民館を開放してもらった。天気予報を見て前日に種田の公民館長さんをお願いしてあったものである。種田の公民館長が進めている古上野の歴史の掘り起こしの進捗状況について説明も受けた。

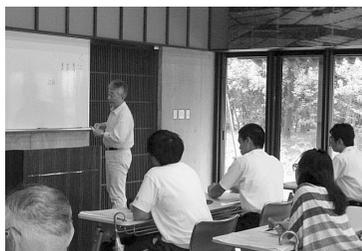
山王川洪水調整池は見学の予定に入っていなかったが、工事の完成が近いということで見学に行った。浸透型調整池になるという話であったが、その面積の広大さに驚いた。

・ まとめと発表

朝の講義と巡検で見学してきたことをもとに、「庄川扇状地と水」というテーマでレポートを作成した後、金田所長を前にしてゼミ形式の話し合いを持った。率直で的を得た質問が次々に飛び出し、極めて有意義な時間となった。

④ 成果と課題

- ・ 前年度の反省を踏まえて金田所長の講義を長めに設定した。まとまった話をするという意味では、講義の時間は1時間は必要であると思われた。
- ・ 雨のため昼食場所を古上野のどんど公園から古上野の公民館に変更せざるを得なかった。雨の場合を想定して、昼食場所を用意しておく必要性を改めて痛感した。
- ・ 目的意識をきちんと持って参加している生徒が多く参加態度は誠に立派だった。今後は、更に多くの参加者が得られるよう工夫する必要がある。



平成26年度活動記録

I 調査研究

- 1 散村地域の人口変動に関する調査研究
・高齢化に伴う砺波散村地域の農業経営の変容
- 2 砺波地域の観光資源に関する調査研究
- 3 砺波平野における孤立荘宅戸数調査

II 例会・見学会等

1 例会

- (1) 第64回例会（富山地学会合同）平成26年6月28日（土） となみ散居村ミュージアム
① 発表 ・「砺波平野を襲った3度の大地震」 野原大輔
(砺波市生涯学習スポーツ課学芸員)
・「マイクロ水力発電用螺旋水車の構造設計と鷹栖口用水における適用箇所の検討」
瀧本裕士（石川県立大学教授）
・「吉田神道の越中への浸透」 安ヶ川恵子（砺波郷土資料館主任学芸員）
② 講演 「加賀藩前田家と将軍」 京都大学名誉教授 藤井 譲治 先生
- (2) 第65回例会 平成26年11月15日（土） となみ散居村ミュージアム
① 発表 ・「蔵原層におけるタマネギ状構造の球状風化」 土生居 弘（砺波散村地域研究所研究員）
・「庄川流域の方言分布からみる地域区分」 大西宏治（富山大学人文学部准教授員）
・「羽馬家文書が語るもの」 中条充子（富山県公文書館史料調査員）
② 講演 「地理学における農村調査の方法と砺波平野の重要性」
筑波大学名誉教授 田林 明 先生

2 庄川上流地域見学会 8月2日（土） ※共催：散居村ミュージアム

参加者 30名 スタッフ5名 合計35名

主な見学先 寿川念仏道場 行徳寺 荻町城山展望台 御母衣ダム 遠山家 庄川源流部

3 散村地域見学会（学習会）

- (1) 第1回見学会 6月8日（日） 晴れ時々曇り
参加者 10名 スタッフ3名
主な見学先 旧新又口取水口跡 夢の平散居村展望台 三谷水宮社 薬勝寺 厳照寺
- (2) 第2回見学会 9月28日（日） 晴れ
参加者 10名 スタッフ3名
主な見学先 赤祖父円筒分水槽 井口丸山展望台 城端別院善徳寺 福光山本善徳寺廟
福光善徳寺跡

III 第11回砺波散村地域学習講座

- ・講師 金田章裕 散村地域研究所長
- 小学生対象 8月5日（火） テーマ「散村にある家の特徴を調べよう」 参加者20名
- 高校生対象 8月7日（水） テーマ「散村地域の水利用」 参加者7名
- 中学生対象 8月8日（金） テーマ「庄川扇状地と水」 参加者6名

IV 所員研修（福井方面巡検）

期 日：平成26年8月11日（月）～12日（火）

参加者：6名

見学先：鳴鹿大堰 十郷用水 高串荘 道守荘 糞置荘 大野市 木本扇状地 等

福井大学教育地域科学部の門井教授の案内により、福井市周辺地域を一泊二日で巡検した。

V 研究成果の刊行

「砺波散村地域研究所研究紀要32号」の発刊

VI 関連事業

- 1) 大学等の研究機関ならびに生涯学習団体の活動に対する協力・支援
- 2) 次代を育てる「砺波ふるさと再発見クラブ」の運営
- 3) 散村地域に関する資料の収集
地域に関する出版物 統計資料の収集
- 4) となみ散居村ミュージアムとの連携・協力

加賀藩前田家の領知

藤井讓治

はじめに

- 一 寛文四年の領知判物
 - 二 前田家領知の変遷
- おわりに

はじめに

本稿では、加賀百万石と呼び習わされている加賀藩前田家の領知、なかでもその領知高がどのように決まってきたかを明らかにし、また、その特質について論じることにはしたい。

江戸時代後期、幕府が大名・旗本から提出させた系譜をもとに作成された『寛政重修諸家譜』という歴大な系譜がある。そこに記された前田家初期の領知の変遷の概要は次のようなものである。^①

加賀藩前田家の祖、利家は、天正九年（一五八一）に織田信長から能登一国を、ついで天正一一年の賤ヶ岳の戦いのあと加賀国石川・河北二郡を羽柴秀吉から与えられる。さらに天正一三年、越中佐々攻めのあと越中国砺波・射水・婦負三郡の領有を認められたとしている。

ただ越中三郡の領有については、『寛政重修諸家譜』ではこれを二代利長の項にも記し、さらに天正一五年の島津攻めの戦功により、利長が越中新川郡を与えられたとするなど、利家との関係が必ずしも明確ではない。なお『寛政重修諸家譜』は、天正九年に利長が越前国府中で三万三〇〇〇石を得て府中城に住し、賤ヶ岳の戦いのあと加賀松任四万石に移され、慶長四年（一五九九）、利家の死去にともない、その遺領越中一国と加賀二郡を利長が継ぐとし、また能登一国は慶長三年に弟利政に分与されたとする。

慶長五年の関ヶ原に際し家康に与した利長は、戦後加賀国能美・江沼二郡を加えられ、一方石田三成に与した利政は戦後領地を奪われ、能登の地は利長に与えられ、さらにこのとき、「加賀、能登、越中三國」と馬飼料として近江国高嶋郡二千二百石余、合計一一九万二七〇

○石余を領することになったとする。

一 寛文四年の領知判物

加賀百万石と通称される加賀藩前田家の領知高が確定するのは、前田綱紀宛の寛文四年（一六六四）四代将軍徳川家綱の領知判物においてである。この領知判物の原本は、明治初年まで前田家に伝来したが、明治初年に政府から各大名に領知判物・朱印状の提出が命じられ、その折に原本は差し出されたと思われ、また明治六年（一八七三）の皇居の火災が大正一二年（一九二三）の関東大震災のいずれかの際に被災し焼滅してしまつたようであり、現存しない。そこで、ここでは、領知判物・朱印状を発給した幕府側の留めである『寛文朱印留』²から引用しよう。

史料1 寛文四年（一六六四）四月五日 『寛文朱印留』

加賀・能登・越中三箇国百貳拾貳万貳千七百六拾石、内加州江沼郡・能美郡之内七万石、越中国婦負郡・新川郡内拾万石、能州四郡之内老万石、以上拾八万石除之、残百貳万貳千七百六拾石并近江国高嶋郡之内両村貳千貳百六拾石余、都合百貳万五千石余目録在事、如前々充行之訖、全可被領知之状如件、

寛文四年四月五日 （徳川家綱）御判

筆者久保吉右衛門

（前田綱紀）加賀中将殿

日下にある差出者を示す「御判」は、四代将軍家綱の花押であり、宛名の「加賀中将」は五代前田綱紀のことである。日付の次行にある

「筆者久保吉右衛門」は、この判物を作成した幕府右筆の久保正元のことであるが、実際の領知判物には記載されてはいない。内容は、加賀・能登・越中三箇国の惣高二〇万二千七百六拾石のうち加賀国江沼郡・能美郡の内七万石、越中国婦負郡・新川郡の内一〇万石、能登国四郡の内一〇万石を除き、計一〇二万二千七百六拾石と近江国二か村二千六百石余、合計一〇二万五千石余を別紙目録の通り、以前のごとく「充行」うので、全て領知するようにと命じたものである。

注目したい第一点は、実際の領知が加賀・能登・越中全てでないにも関わらず、三国の惣高が記されていることである。こうした領知の扱いは、他の大名への領知宛行状にはみられないものであり、加賀前田家の大きな特徴である。この点は、改めて述べることにする。

第二点は、明記はされていないが、三国の高から除かれた加賀国江沼郡・能美郡の内七万石は大聖寺藩前田家領、越中国婦負郡・新川郡の内一〇万石は富山藩前田家領、能登国四郡の内一〇万石は外様大名土岐家領である。

第三点は、近江国高嶋郡の内に二か村二千六百石余の領知があったことである。

領知の明細は、史料2に示したように、幕府の朱印改め奉行の名で出された領知目録に示されている。

史料2 寛文四年（一六六四）四月五日 『寛文朱印留』

目録

加賀国四郡

加賀郡 百七拾三箇村

高七万五千七拾石式斗

石川郡 貳百貳拾九箇村

高拾六万六千九百四拾五石九斗八升

能美郡之内 貳百三箇村

高拾壹万九百八石六斗九升

合三拾四万六千六百貳拾貳石三斗八升七合

但三郡之内六千三百貳石四斗八升余依為分限帳之外籠高也、

江沼郡百三拾四箇村并能美郡之内六箇村高合七万石除之

越中国四郡

射水郡 貳百拾八箇村

高拾三万貳百五拾六石四斗四升

礪波郡 四百八拾四箇村

高貳拾万貳千百拾壹石八斗四升

新川郡之内 四百拾八箇村

高拾四万七千五百拾壹石四斗壹升

合四拾六万九千七百五拾四石七斗七升三合

但三郡之内壹万百貳拾四石九斗余依為分限帳之外籠高也、

婦負郡百八拾箇村并新川郡之内七拾六ヶ村高合拾万石除之

能登国四郡

羽咋郡之内 百七拾壹箇村

高七万四千六百三石五斗九升

能登郡之内 百三拾壹箇村

高六万貳千九百三拾五石貳斗五升

鳳至郡之内 貳百貳拾七箇村

高四万七千九百八拾壹石五斗六升

珠洲郡之内 七拾四箇村

高貳万五千九百拾貳石四斗四升

合貳拾万六千三百八拾貳石八斗四升

但四郡之内五千五拾石依為分限帳之外籠高也、

羽咋郡内拾七箇村、能登郡内貳拾箇村、鳳至郡内貳拾壹箇村、珠洲郡之

内三箇村高合壹万石除之、

三箇国高合百貳拾万貳千七百六拾石

内拾八万石除之

近江国高島郡之内 今津村 弘川村

高貳千貳百六拾石貳斗八升貳合

都合百貳万五千貳拾石貳斗八升貳合

右今度被差上郡村之帳面相改、及上聞所被成下御判也、此儀兩人奉行

依被 仰付執達如件、

永井伊賀守

寛文四年四月五日

小笠原山城守

長頼

松平(前田綱紀)加賀守殿

差出の永井尚庸と小笠原長頼は幕府の朱印改め奉行、宛名の「松平

加賀守」は前田綱紀のことである。この領知目録にも加賀藩前田家の

特徴が示される。その一つは、領知の国名・郡名・村数を記すが、一般の領知目録では郡全体を領知しない場合、領知する村名が記されるが、この領知目録ではそれがみられない。もう一つは、各国の領知高の末尾に「依為分限帳之外籠高也」との注記のあることである。こうした注記は必ずしも加賀藩前田家だけのものではないが、領知高としては認めるものの、実際の村・高のないものが含まれている。

以上のような寛文四年時点での領知宛行の特徴を踏まえつつ、ここにいたる加賀藩前田家の領知の変遷とその特徴を以下にみていこう。

二 前田家領知の変遷

前田家と加賀・能登・越中三国との関係は、天正九年（一五八二）一〇月二日、前田家の初代利家が織田信長から能登一国を与えられたときにはじまる。その時、信長から利家に与えられたのが次の朱印状である。

史料3 天正九年（一五八二）一〇月二日付織田信長朱印状「前田育徳会所

藏文書」

尚々、府中其方要害并下々私宅共無異儀入念候て、可相渡事、肝要候也、其方事、能登国並之知行等申付候条、越前国遣之知行事者、菅屋九右衛門尉（長頼）ニ申付候、可成其意候、当年所務之儀者、其方可申付候、自來年可相渡候、次妻子之儀急度其国へ可引越候、不可由断候、為其九右衛門尉至越前近日差越候、可成其心得候也、

（天正九年）
十月二日 信長（朱印）○印文「天下布武」

この朱印状では、利家に能登一国を与えるので、これまで越前で遣わしていた知行は、信長の家臣菅屋長頼に申し付けたので、そのように心得るように、ただし当年の所務（年貢）については利家が申し付け、来年から菅長頼に渡すように、妻子については必ず能登に引越すよう、油断してはならない。そのために菅屋長頼を越前に差し越すのでそのように心得るよう、さらに尚々書で府中城及び家臣の屋敷を引き渡すよう命じられている。

ここに見える越前府中領三万三〇〇〇石は、天正三年に信長から与えられたものであるが、この信長朱印状では、能登転封にあたって信長の家臣菅長頼に引き渡すよう命じられている。にもかかわらず天正一〇年三月に利家が越前河野浦の山論を裁許した事例があり、利家の越前での支配の継続が確認され、また賤ヶ岳の戦いの折に利家が府中城に立て籠もったとの所伝もあり、利長の城かは別として越前での前田氏の支配が継続していたようである。この点は前田家の領知の変遷を考える際、今後検討すべき課題の一つである。^⑤

前田家の領知の特徴を考えると、落とすことのできないものに、能登にあつた土方家領一萬石の成立をめぐる問題がある。『寛政重修諸家譜』の土方家の項には、関ヶ原の戦いに際し、徳川家康から利長への使いを命じられた土方雄久が、利長に東軍に与するよう説得し、利長がそれを受け入れ、その功によって戦後「越中国野々市」で一萬石を与えられたとし、さらにその領知は寛永三年（一六二六）までの間に能登国羽咋・鳳至・珠洲・能登四郡に移されたとする。

この領知は、僅か一万石であるが、加越能三国のなかに前田氏以外の藩領があつた点で注意すべきことであり、また能登への替地は、慶長一年になされたことが確認できるが、加越能三国の主としての加賀藩の立場からは、なんらかの位置づけがもとめられ、事実、前田家の側からは、土方家領は前田家から与えたものとされた。⁶⁾しかし、史料4にあげたように、土方雄次には將軍からの領知朱印状が出され、陸奥にも一万石、合計二万石を領し、土方家は幕府からは大名と遇されている。

史料4 寛文四年(一六六四)四月五日付徳川家綱領知判物 『寛文朱印留』

陸奥国菊多郡之内老万石、能登国羽咋・鳳至・珠洲・能登四郡之内老万

石、都合式万石^{別紙}在事、如前々充行之訖、全可領知者也、仍如件、

寛文四年四月五日 (徳川家綱) 御朱印

筆者神尾小左衛門

土方河内守殿 ^(雑次)

土方家は、貞享元年(一六八四)に断絶するが、その後、能登の一万石は幕府領となり、幕末まで存続している。なお、「越中国野々市」は、布市のことで近世では小杉・石田・金屋の各村を含む親村の名称であつたようである。⁷⁾

三つ目は、加賀藩の石高一九万二七〇〇石余が、慶長六年に定まつたかに『寛政重修諸家譜』は記述するが、実はそうではない。利長が死去したあと、史料5、史料6に示したように慶長一九年九月一六日に徳川家康から、同年九月二三日に徳川秀忠から利常に領知判物が出

るが、そこには「加賀・能登・越中三ヶ国之事、一円被仰付訖」また「加賀・能登・越中三ヶ国事、任今年九月十六日先判之旨、永不可有相違」とあり、その領知高は記されていない。

史料5 慶長一九年(一六一四)九月一六日付徳川家康領知判物⁸⁾

加賀・越中・能登三ヶ国之事、一円被仰付之訖、者守此旨可抽忠勤者也、

仍如件、

慶長拾九年九月十六日 (徳川家康) 御判

加賀侍従とのへ

史料6 慶長一九年九月二三日付徳川秀忠領知判物⁹⁾

加賀・越中・能登三ヶ国事、任今年九月十六日先判之旨、永不可有相違、

者守此旨、弥可励忠勤之状如件、

慶長十九年九月廿三日 (徳川秀忠) 御判

松平筑前守とのへ

では石高が決まるのはいつかということになるが、それは、寛永一年七月に三代將軍家光が上洛した折、諸大名に一斉に領知判物・朱印状を出した時のことである。この時、利常に与えられた判物に「加賀・越中・能登三箇国百十九万二千七百六十石」と三国の石高が見える。

史料7 寛永十一年（一六三四）八月四日付徳川家光領知判物¹⁰

加賀・越中・能登三箇国百拾九万式千七百六拾石^{別紙在事}、任去慶長十九年九月十六日・同廿三日両先判之旨、全可有領知之状如件、

寛永十一年八月四日 家光御判^{（徳川）}

加賀中納言殿^{（前田利常）}

この数字は、この領知判物が出されるにあたって前田氏の方から提出した郷村高帳にもとづくものである。「袂草」によれば、加賀は四万二五〇〇石余、能登は二万六八九二石余、越中は五三万三三六一石余である。以下に加賀国の部分のみを上げておく^①。

史料8 「袖草」『加賀藩史料』寛永十一年八月四日条

加賀国 四郡

惣高四十四万二千五百石四斗五升六合、

内四百六十一石七斗四升寺社領、

惣田方二万二千三百廿九町六段二畝十五歩

惣畑田か五千七百十八町五畝二歩

内四方八十七石五斗一升六合川成

惣物成合十七万四千三百七十四石七斗六合

内二百石二斗七升七合寺社領

以上

寛永十一年甲戌閏七月吉日 松平肥前守^{（前田利常）}

なおこの判物にみえる「慶長十九年九月十六日・同廿三日両先判」

は、先の史料5と史料6のことで、前述のようにそこには領知高は明示されてはいない。ちなみに慶長三年の加賀の石高は三五万五七〇石、能登は二一萬石、越中は三八万二九八石で三国の総高は九四万五八八石である^②。

最後に近江国高嶋郡の領知について検討しておこう。この領知については、『寛政重修諸家譜』では慶長五年に「馬飼料」として与えられたとするが、実は文禄四年（一五九五）に利家に領国と京都の往復の宿所として秀吉が与えたものである。その宛行状をあげておく。

史料9 文禄四年三月六日付豊臣秀吉領知朱印状写「国初遣文」『加賀藩史料』

文禄四年三月六日条

近江国高嶋郡今津西浜九百式拾八石四升、同弘川之内九百三拾六石五斗三升、都合千八百六拾四石五斗七升之事、上下之為宿所令扶助訖、全可領知者也、

文禄四年三月六日 印^{（豊臣秀吉）}

加賀中納言とのへ^{（前田利常）}

おわりに

加賀藩前田家の領知については、解明し切れていない多くの問題があるが、今後も少しずつ、明らかにしていきたい。

（ふじいじょうじ 京都大学名誉教授）

(注)

(1) 『新訂寛政重修諸家譜』一七、二六九〜二七四頁。

(2) 『寛文朱印留』(国立史料館編、一九八〇年)上、一〇頁。

(3) 天正一〇年三月八日付越前河野浦宛前田利家黒印状「中村三之丞家文書」『福井県史』資料編6中・近世四。本文を上げておく。

舟寄山之事、去年塚原百姓等令詫言之条、可令出入之旨遣折昏候、雖然当村従先規進退之由、証文在之間申付候、但塚原百姓等地子銭相当於礼其沙汰者、作職可申付事簡用候者也、

天正十年

三月八日

利家(黒印)

河野浦

百姓中「」

(4) 「国初遺文」『加賀藩史料』天正一一年四月二一日条。

(5) 天正九年以降の前田家領の変遷についてはその性格も含めて検討すべき点がある。その一つは、天正一三年に前田領となった越中三郡である。『寛政重修諸家譜』の利家の項では「(天正)十三年(中略)のち太閤利家が末森以来の戦功を賞し、越中三郡をあたふ」とすると同時に、利長の項では「(天正)十三年(中略)八月太閤大軍をひきみ手越中国に到着あり。こゝにをいて成政(佐々)つゐに降参す。このとき羽柴の称号をたまひ、越中国砺波・射水・婦負三郡を宛行はれ、松任より越中国守山城に移る。」とする(『加賀藩史料』は同年九月十一日条に「羽柴秀吉、前田利家に羽柴筑前守の称を譲り、越中三軍に前田利長を封ず」とする)。また、越中新川郡についても、天正一五年に佐々成政が肥後転封後も、一旦豊臣氏蔵入地となったが、いつ前田家領となるのか(『加賀藩史料』は、天正十五年六月条に「佐々成政肥後に移され、前田利家命によりて仮にその旧領越中新川郡を領す」とする)。

更に能登が文禄二年九月に利家の次男利政に与えられたようであるが(文禄二年九月十九日付前田利長宛前田利家書状(「前田育徳会所蔵文書」『新修七尾市史』3 武士編)二〇〇一年)に「為御意能登国孫四郎ニ被仰付候、誠忝儀共候、然者向後其方諸事有異見、与力同前二引廻シ肝要候」とある。ちなみに『加賀藩史料』にはこれに関する記事はない)、『寛政重修諸家譜』の利政の項では「慶長三年父が所領のうち能登国をゆつりうけ、二十一万五千石を領し、同国七尾城に住し」とするなどなお検討すべき課題も多いが、ここでは指摘のみに止める。

(6) 『加賀藩史料』慶長五年是歳条に「土方雄久、前田利長より越中新川郡の内老万石を分与せらる」とみえるなど。

(7) 『富山県の地名』平凡社、一九九四年。

(8) 「前田育徳会所蔵文書」『百万石の大名展』(石川県立美術館、二〇〇九年)。

(9) 「前田育徳会所蔵文書」『百万石の大名展』(石川県立美術館、二〇〇九年)。

(10) 「前田育徳会所蔵文書」『百万石の大名展』(石川県立美術館、二〇〇九年)。

(11) 『加賀藩史料』寛永一二年閏七月条。この領地判物発給に先立ち、寛永一一年閏七月吉日付で「松平肥前守」の名で出された国別書付には、国別の「惣高」、「惣田方」、「惣畑方」、「惣物成」、「寺社領」などが記されている。この記載内容は、慶長一〇年の国絵図・郷帳提出に際して幕府から求められた項目に対応していることから、慶長一〇年の郷帳提出の際に幕府に提出された石高の可能性が極めて高い。ちなみに、寛永一〇年の諸国巡見使派遣に当たって作成された国ごとの絵図にも、この高が記されている。

(12) 「慶長三年検地目録」『大日本租税志』所収。

五ヶ山における塩硝生産 — 羽馬家文書調査より —

中条 充子

はじめに

- 一 羽馬家文書の概要
 - 二 羽馬家文書にみえる塩硝生産の起源と由来
 - 三 加賀藩の専売品としての五ヶ山塩硝
 - 四 幕末の塩硝需要の高まり
- おわりに

はじめに

近世の五ヶ山地域において、弾薬の原料となる塩硝は最も主要な特産物のひとつであった。塩硝は硝酸カリウム（ KNO_3 ）であり、これに硫黄などを加えて調合すると弾薬（黒色火薬）となる。加賀藩政下においては、定式塩硝として買い上げられ、加賀藩の専売品となり、実質的にその生産は加賀藩の管理下におかれた。

このたび富山県公文書館史料調査員として、南砺市小瀬の羽馬家文書を調査する機会を得た。羽馬家は、五ヶ山における塩硝の生産と加賀藩への納入について全般的に責任を負う塩硝煮屋惣代を近世後期に務めていたため、多くの塩硝関係史料を有している。また、近世には砺波郡小瀬村肝煎、明治期には副戸長・戸長、昭和初期には上平村長を務めていたため、小瀬村の村文書としての史料も多数蔵している。

その膨大な所蔵史料は、近世から近代にかけての五ヶ山地域の生活の実態を示す貴重な史料群である。この羽馬家文書が平成一七年に富山県公文書館へ寄託されたことを受けて、同館にて解説作業にあたり目録化した。その成果は、平成二六年一月二八日に『富山県公文書館文書目録 歴史文書二十九』として刊行され、羽馬家文書が広く一般公開される運びとなった¹⁾。この多岐にわたる羽馬家文書のうち近世の塩硝に関わる部分の調査を担当することとなったため、豊富な塩硝関係史料に接することとなった次第である。

本稿では、この羽馬家文書調査を通して明らかとなった五ヶ山における塩硝生産の概要についてまとめる。とりわけ、紙幅の関係で前掲目録の解説に載せきれなかった塩硝生産に関する事例を紹介したい。

なお、一般的には、「煙硝・焰硝」と表記されるが、本稿では、羽馬家文書での原文表記に従って「塩硝」と表記する。説明の関係上、一部、

前掲目録の塩硝の解説部分と重複する部分もあるが御諒承を得たい。

一 羽馬家文書の概要

本題に入る前に、羽馬家文書調査の経緯について述べたい。

羽馬家文書については、今回の富山県公文書館による目録化に先立って、数回、史料調査がなされている。最初の調査は、昭和四〇年代に行われた富山県史編纂班近世部会による富山県史編纂のための史料調査である。この成果は、昭和五三年から同五八年にかけて刊行された『富山県史』通史編・史料編に反映されている²。当時は県下の各市町村自治体においても各市町村史が相次いで編纂されていた時期であり、この富山県史編纂とほぼ時期を同じくして、昭和五五年には佐伯安一氏らを中心として砺波図書館協会により史料調査され、『羽馬家文書史料目録』が刊行された。この目録は、羽馬家文書を悉皆調査した初の目録であり、今回の調査においても座右に置いて参考にさせていた³。だいた。

その後、平成四年に『富山県公文書館文書目録 歴史文書七』に羽馬家文書の目録が掲載された。ここに掲載された羽馬家文書は、かつて昭和四〇年代に富山県史編纂班近世部会が県史編纂のためにマイクロフィルムに採録させていた羽馬家文書の目録である。したがって、悉皆調査ではなく県史編纂に必要とされた羽馬家文書の一部の史料を目録化したこととなる。この当時、羽馬家文書の原本は羽馬家に所蔵されており、富山県公文書館にはマイクロフィルムに撮影した複写物を所有し閲覧に供していた。同館では県史編纂班が採録した史

料の整理と保存活用を業務としており、県史編纂時に調査した古文書の所蔵者に定期的に古文書の保存状態等を尋ねる古文書実態調査を行っている。その古文書実態調査の一環として羽馬家に連絡をとったところ、羽馬家当主が羽馬家文書の原本の安全な保存を望まれ、平成一七年に同館へ御寄託いただくこととなった。そして平成一七年に佐伯安一氏御同行の上で同館職員数名が羽馬家から原本を同館に引き取らせていただいた。その後、羽馬家から一般公開を前提とした目録化への了解を得て目録化への作業に入った。具体的には、まず原本を受け入れて仮目録を作成し、平成一八年から同二一年にかけてマイクロフィルムに撮影した³。これを紙焼きして二六冊の簿冊に製本化した。そして、平成二五年・二六年にかけて同館史料調査員五名が解読作業にとりかかり、内容別に分類し、前掲目録の刊行に至った。

現在、原本が確認され目録化された羽馬家文書の史料総点数は二二七二点である。このうち、近世文書が八五七点、近代文書が一四一五点であった⁴。なお同館では、冊子類の留帳など、一冊の史料中に違う内容がいくつか記されている場合、その内容ごとに史料名・差出年月日・差出人・宛名人をとり、史料の整理番号に枝番号を付けて目録件数一件として目録化している。よって、目録点数に対して目録件数が増えることになる。羽馬家文書については、今回、目録総点数二二七二点に対して目録総件数は二八八三件となった。この目録件数のうち、近世文書が一二〇六件、近代文書が一六七七件であった。内容分類別の詳細な目録件数については、(表一)を参照されたい。前述したように、近世史料は村方史料としての性格が強く、小瀬村の生活全般について実態を示す史料群である。また、全体の六割を占める近代史料

には県政への対応や地租改正の経緯、産業育成対策など小瀬村の行財政についての重要な史料がある。

時代	分類	目録件数
近世	藩主と家臣	39
	土地と奉行	46
	改作と用水	82
	村・浜・山	366
	町・宿・浦	85
	諸商売	325
	諸産物	51
	社会・治安・災害	64
	寺社	74
	往来物	74
近代	政治	312
	経済	1080
	社会	158
	文化	94
	和本など	33

このうち、本稿で取り上げる塩硝関係史料は、大半が近世の諸商売に、一部が近代の経済の中に分類されている。塩硝関係史料の目録件数は、近世の諸商売三二五件のうち二九八件、近代の経済一〇八〇件のうち一六件で、総件数は三一四件である。

なお、近世の塩硝関係史料については多数にのぼったため、さらに内容別に分類して小項目を設けた。その小項目別の目録件数については(表二)を参照されたい。目録件数で見ると、塩硝代銀指引についての史料が五六件と最も多く、次いで塩硝増産についての史料が四八件が多い。次にいずれも三〇件弱の塩硝出来高・塩硝蔵入・塩硝値段・塩硝売買と他国出についての史料が続く。年代が古いものでは、塩硝代銀指引の項目に分類されている寛文一一年(一六七一)の塩硝先手銀受取状や、塩硝株の項目に分類されている明和年間(一七六四～七二)の塩硝株譲渡証文などがあるが、一般的に羽馬家が塩硝煮屋惣

代を務めた天保一一年(一八四〇)以降から明治初期までの史料が多い。主に幕末期の塩硝関係史料が豊富にあることが羽馬家文書の塩硝関係史料の最大の特徴であるといえよう。

時代	塩硝内容分類	目録件数
近世	来歴・製造法	15
	塩硝出来高	28
	塩硝運搬	15
	塩硝惣代・吟味人	10
	塩硝株	9
	塩硝見分	13
	塩硝蔵入	28
	塩硝値段	27
	塩硝代銀指引	56
	塩硝箱代・駄賃	20
	塩硝売買・他国出	29
	塩硝増産	48
近代	塩硝	16

二 羽馬家文書にみえる塩硝生産の起源と由来

この五ヶ山における塩硝の生産はいつからどのように始まったのだろうか。羽馬家文書にみえる起源や由来について記された史料について確認したい。

(一) 煙硝の製造工程

その前に、塩硝とはどのような工程を経て製造されるのか簡単にみておこう。羽馬家文書の「五ヶ山塩硝製法上申書」には塩硝の製造方法が記されている⁵⁾。これによると、塩硝の生産は、まず塩硝土づくりから始まる。各民家の床下や納屋に土・草・麻殻・蚕糞などを混ぜて硝酸カリウムを抽出しうる土壌に発酵させる。この塩硝土に水を加え

て浸出した水に灰汁を加えて煮詰める。この作業を灰汁煮という。この灰汁煮した液を木綿で濾過すると出来る結晶が灰汁塩硝である。この灰汁塩硝を集めて水を加えてさらに煮詰める。この作業を中煮という。そして先と同様に中煮した液を木綿で濾過すると、より純度の高い塩硝が出来る。さらに純度の高い塩硝を得るために上煮といわれる同様の作業を行う。こうして出来た塩硝を、その純度に応じて、それぞれ中塩硝、上塩硝と呼んだ。

この中塩硝、上塩硝の品質区分は、(表三)に例示したように塩硝に含まれる不純物によつて確定され、中塩硝・上塩硝の中でも、さらに三段階に細分化して品質分類された。⁶⁾

塩硝土は、一年に数回切り返しが必要で、塩硝が出来る土壌になるまで四、五年かかるといわれる。

そして、灰汁煮までの工程は五ヶ山地域の各百姓家で行い、中煮・上煮はある程度の資力を有した有力農民が各百姓家から灰汁塩硝を集めて行つた。この灰汁煮を行う五ヶ山地域の村々の百姓各家を灰汁煮屋、中煮・上煮を行う少数の有力農民を上煮屋と言ひ、上煮屋は塩硝株を保有して加賀藩に納める塩硝を製造する権利を持っていた。この数名

塩硝の区分	区分の詳細	不純物の割合 (純粋)
上塩硝	極上	(純粋)
	上	1000分の1
中塩硝	中の上	750分の1
	中の中	500分の1
	中の下	350分の1
	下の上	200分の1
	下の中	100分の1
	下の下	50分の1

の上煮屋から一、二名が選ばれ、塩硝煮屋惣代を務めた。

(二) 五ヶ山塩硝の起源と由来

このように製造される塩硝の五ヶ山における起源は、天正年中(一五七三〜九二)に大坂本願寺へ納めていた判金の代わりに塩硝を上納したことに始まるとされる。⁷⁾ 当時は、本願寺と織田信長勢が対峙していた石山合戦中であつた。また、原本が現存する五ヶ山塩硝に関わる最も早い時期の史料として知られているのは、瑞願寺文書の慶長一〇年(一六〇五)四月一九日付の「前田利長、慶長十年分五ヶ山塩硝請取状」である。⁸⁾ 羽馬家文書中の塩硝に関わる最も早い時期の史料は、寛永一〇年(一六三三)の「塩硝先手銀受取手形」で、羽馬家初代当主の小瀬村助市と同村五右衛門の二人が塩硝先手銀四〇目を受け取つた手形である。⁹⁾ 少なくとも寛永一〇年には小瀬村でも塩硝が製造されていたことが確認できる。

羽馬家文書のうちで五ヶ山における塩硝製造の来歴を記したものに、嘉永三年(一八五〇)の「五ヶ山塩硝葉合方来歴につき答書」がある。¹⁰⁾ この史料は、嘉永二年九月の「五ヶ山塩硝煮屋数・塩硝年分出来方書上など」という史料名で採録した留帳に収められているもので、¹¹⁾ 当時、塩硝煮屋惣代を務めていた小瀬村助左衛門が杉木相談所へ呼び立てられ、五ヶ山における塩硝の来歴を尋ねられて答えたことを控として記したものである。(史料一)に原文を掲示する。

史料一 「五ヶ山塩硝葉合方来歴につき答書」(部分)

一 私義、当七月廿五日杉木御相談所江御呼立ニ被為成、御内意を以、

葉合方之義否可申上旨、且在来之御趣意御尋ニ付、左ニ申上候

一 五ヶ山之義ハ往古より塩硝出来仕来申候所、則千々京都本願寺殿下ニ而
有之砌、天正年中、大坂ニ而異変御座候時節、黒塩硝ニ調合仕、大坂表
江五ヶ山中御納所与して為指登申義ニ御座候

一 御国主様、天正十三年御分国ニ相成、同十四年より慶長七年迄尙ヶ年ニ
五拾貫文之代り判銀壹枚を以、五ヶ山中御納所与して指上申義ニ御座候、
則 御先代様 御直書御印爾今 頂戴仕候

一 慶長八年初而金子式拾式枚被仰付、同十年御國中御検地被為成候得ハ、
五ヶ山之義ハ御検地なし、三拾枚与黒塩硝式千斤、寛永十三年迄指上來
申候、則其節右黒塩硝 御印爾今所持仕申候、同十四年青木次大夫様・
下村兵四朗様御登山、右式千斤之黒塩硝金子八枚ニ御直し御納所金之内
へ御組込ニ相成申候、右寛永十四年初而白塩硝百五箇ニ而目形千式百六
拾貫目御買上ニ相成、右代銀を以、十二月半納御皆済仕来申義ニ御座候
一 右寛永年中薬合方之法 御上様江御譲り上候故、中絶仕申義ニ御座候
一 此度薬合方之義、五ヶ山ニおいて引受調合仕者も無之哉、御内意を以可
申上様御申渡奉得其意申候得共、右申上候通、数年中絶仕罷在候事故、
只今之所引受薬合仕候与申義も恐多クニ奉存申上兼候

右御尋ニ付、奉申上候間、宜敷被仰上可被下候、已上

嘉永三年八月

塩硝惣代小瀬村

助左衛門

和泉村文太郎殿

以上の史料によると、塩硝は往古から五ヶ山にて製造してきたとし
ており、天正年中（一五七三〜九二）に石山合戦中の大坂本願寺へ
「黒塩硝」に調合して納めたとしている。以下は次のようにその来歴

を述べている。加賀藩政下となった天正一四年（一五八六）から慶長
七年（一六〇二）までは、それまでの一年に五〇貫文にかわって加賀
藩へ判金一枚を上納するようになった。慶長八年には、加賀藩から金
子二二枚の上納を命じられ、慶長一〇年の加賀藩領内の検地の際には
五ヶ山地域の検地は除外された。その後、寛永一三年（一六三六）ま
では、加賀藩へ金子三〇枚と「黒塩硝」二千斤を上納してきた。寛永
一四年に至って、加賀藩へ「黒塩硝」を上納する代りに判金八枚を上
納するようになったとしている。この寛永一四年には初めて「白塩硝」
一〇五箇、目形にして一二六〇貫目を加賀藩が買い上げて、その代銀
にて納所の半分を皆済したとする。ここで従来の「黒塩硝」ではなく、
「白塩硝」となっていることが注目される。明らかに「黒塩硝」と
「白塩硝」は別の物として区別されている。

また、この史料には、加賀藩から五ヶ山において塩硝の薬合（調合）
を引き受ける者はいないかと内々に尋ねられたことも記されている。
この件について小瀬村助左衛門は、塩硝の薬合方は寛永年中に加賀藩
へ譲つたため、その後五ヶ山において塩硝の調合は数年来中絶してお
り只今のところ塩硝の調合は引き受けかねると答えている。この五ヶ
山での塩硝の調合については、後節にて改めて触れたい。

塩硝の調合のことはさておき、寛永一四年から加賀藩によって五ヶ
山の塩硝が買上げられたことは明白である¹²⁾。同じく羽馬家文書の元治
二年（一八六五）「安政四年巳年正月南大豆谷村彦次郎義上煮屋迷惑
におよび可申書上候書付写」では、初めは加賀藩へ塩硝を毎年九四箇
上納したと記されていて、前掲の嘉永三年の由来書に一〇五箇とされ
ている上納箇高と齟齬するが、いずれにしてもこの時期には毎年、一

〇〇箇前後の塩硝を加賀藩へ上納していたとみてよいようである。その後、天明五年（一七八五）に加賀藩へ塩硝を一一四箇上納することになり、これ以降、加賀藩が毎年、塩硝一一四箇（二三六八貫目）を買い上げることが定例となった。¹⁷そして、五ヶ山地域では加賀藩から支払われる塩硝代銀から毎年の納所分を納めるようになった。¹⁸加賀藩領の村々における年貢に代わる上納物が五ヶ山地域では塩硝となったと言つてもよい。そして、この上塩硝一一四箇が毎年加賀藩へ上納すべき品となり、これを「定式塩硝」または「御用塩硝」と呼んだ。

三 加賀藩の専売品としての五ヶ山塩硝

前項でみたように、寛永一四年（一六三七）以降、加賀藩の塩硝買上げが始まり、天明五年（一七八五）以降に毎年上塩硝一一四箇が定式塩硝となった。この加賀藩への塩硝の上納について責任を負ったのが五ヶ山塩硝煮屋惣代である。羽馬家九代当主である小瀬村助左衛門がこの塩硝煮屋惣代を務めていた。天保一一年（一八四〇）に羽馬家八代助九郎の停助左衛門への塩硝惣代役の交替願が出されているので、八代助九郎から塩硝惣代を務めていたともみられるが、史料上、確認できるのは九代助左衛門である。¹⁹前述したように、この塩硝惣代は上煮屋から一〜二名が選出された。文化一四年（一八一七）時には一七名の上煮屋があった。²⁰近世後期には上煮屋は平均して約二〇名弱であったようである。²¹この上煮屋は、塩硝一箇（上塩硝四〇斤入り）を一株とする塩硝株を所有し、定式塩硝を製造する権利を有した。言い換えれば、塩硝株を持たなければ御用塩硝を製造することはできなかった

た。羽馬家は嘉永二年（一八四九）には塩硝株五株を所有していた。²²羽馬家九代助左衛門は、天保一一年（一八四〇）から明治三年（一八七〇）まで五ヶ山塩硝煮屋惣代を務めた。その具体的な任務は、灰汁煮屋の生活を保障して灰汁塩硝を安定的に確保すること、加賀藩と塩硝代銀等を交渉し塩硝製造資金を有効に運用することなどであった。こうして、加賀藩へ確実に定式塩硝を納入することが最終的な任務であった。

加賀藩へ御用塩硝が納入されるまでは、次のような手順を経た。灰汁煮屋が製造した灰汁塩硝を上煮屋が集めて精製する。そして出来た塩硝を塩硝吟味人が吟味して中塩硝と上塩硝に区分して封印する。封印がなされた塩硝を煮屋らが土清水（現、石川県金沢市土清水町）にあった加賀藩の塩硝蔵へ運搬する。この塩硝蔵は「土清水御土蔵」「土清水御蔵」と通称された。土清水で玉葉奉行・薬合奉行が塩硝煮屋惣代の立会いのもとで塩硝の品質を見分けて藩へ納入された。この藩への納入は通常、毎年一〇月頃であった。定式塩硝の上塩硝一一四箇の他、中塩硝も納入された。羽馬家文書には、天保一二年から文久三年（一八六三）までの間に、定式塩硝を土清水土蔵へ納めたことを証する届書が一六通ある。²³

加賀藩の塩硝蔵への運搬ルートについては、平成一四年に刊行された『塩硝の道―五箇山から土清水へ―』に詳しい。²⁴これによると、五ヶ山から横谷村（現、金沢市横谷町）へと出て土清水村へと運んだ。赤尾谷組（下梨谷・上梨谷・赤尾谷）の村々と利賀谷組（小谷・利賀谷）の村々では、それぞれ横谷村へ出るまでのルートが違うが、横谷村から土清水へのルートは共通していた。羽馬家が所在する小瀬村は

赤尾谷組に属するが、他の赤尾谷組の村々のルートとは違い、小瀬村
↓鳥越峠↓横根峠↓横谷村↓土清水村というルートで運搬した。²⁴⁾

このように加賀藩へ納入された塩硝は、加賀藩で使用されるのみならず、他国へ加賀藩の専売品として売却された。幕末には全国的にも知られる加賀の名産品であった。²⁵⁾この加賀の塩硝のほとんどが五ヶ山地域で生産されていたことは言うまでもない。他国へ販売される五ヶ山塩硝は基本的に中塩硝であった。上塩硝は、御用塩硝として加賀藩が買い上げ、原則として他国への販売を禁止していた。

また上煮屋も加賀藩へ納める塩硝の他に手元に中塩硝・灰汁塩硝を所持しており、藩が中塩硝の他国売りを禁止していない期間には加賀藩領内の金沢・井波・城端の商人へ販売していた。そして、この商人らによって他国へ販売されていた。この加賀藩領内の商人に販売する時も、見知らぬ商人には販売せずに従来から見知っていて取引のある商人に五斤・七斤という単位で売っていたという。この時、塩硝を買い入れた商人は、薬種者や針屋、鎌屋などであった。そして、売却の際には必ず仕切書を添え、他国出の指紙に使用する印章を押印して売り渡していた。²⁶⁾

実際に五ヶ山塩硝が他国へ出荷される際には、金沢の宮腰浦、または越中の伏木浦・東岩瀬浦から舟積みにて出荷された。この舟積みの手続きは、寛政五年（一七九三）までは、河北郡二俣村にあった荷物改所から宮腰馬肝煎までの指紙があれば可能であったが、同六年にこの荷物改所が廃止されたため、煮屋が宮腰馬肝煎と金沢馬問屋方へ見合印鑑を遣わして手続きすることとなった。²⁷⁾天保三年（一八二二）には、盗難品の塩硝が金沢伝馬問屋へ出荷され大坂へ売却された件が露

見したために、この塩硝の舟積み手続きが厳しくなった。宮腰浦から出荷される塩硝は砺波郡奉行の指紙が必要とされ、伏木・東岩瀬浦から出荷する塩硝は杉木新町出役所の指紙が必要とされた。²⁸⁾この奉行の指紙は、五ヶ山産の塩硝である保証や出荷数量・船主・売却先・出津場所などについて、奉行が確認して許可してはじめて発行される。他国出に際し奉行の指紙が必須とされたことは、上煮屋から商人を経て他国売りされる中塩硝について管理が厳しくなったといえる。

この舟積み手続きの強化に続いて、塩硝の管理が厳しくなったことを示す事例として塩硝吟味人の設置がある。この塩硝吟味人は、塩硝を土清水土蔵へ運搬する前に煮屋とともに五ヶ山各村を回って上塩硝と中塩硝に選別をして封印をする役儀の村役人であった。この塩硝吟味人が設置されるきっかけとなったのが、天保一三年に上納した定式塩硝一四箇のうち、岩瀨村伊右衛門方で製造した二五箇が上塩硝ではなかったために納入が認められなかった一件である。²⁹⁾この件を受けて、当時十村であった得能覚兵衛が塩硝吟味人を置くことを進言した。塩硝吟味人による検査をして封印した上で土清水土蔵へ送れば、上塩硝と中塩硝の取り違えを防止できるとしたのである。³⁰⁾翌天保一四年には梨谷村甚三郎と大牧村六郎右衛門が塩硝吟味人に任命されている。³¹⁾これ以降、数名の塩硝吟味人が任命されることが定着した。この塩硝吟味人には五ヶ山の村々の百姓以外の他地域の人々も任命されており、安政五年（一八五八）には苗島村次郎左衛門が、元治二年（一八六五）には井波町仙蔵が任命されている。³²⁾この塩硝吟味人の封印がなければ藩への納入は認められなかった。

この天保年間（一八三〇～四四）は、塩硝の管理が強化された時期

とみることができ、以上みてきた加賀藩による塩硝の管理強化事例が、いずれも天保年間であるからである。ここで注目されるのは、これら塩硝管理が強化された発端である。舟積み手続きの変更の場合には、盗難品の塩硝の売却であり、塩硝吟味人の設置の場合は、品質違いの塩硝の藩への納入である。つまり、天保期には盗難品の塩硝が売戻り、品質違いの塩硝が世に多く流布していたと考えられ、その中で五ヶ山産の塩硝の保証を厳しくして、加賀の塩硝が高品質であること、を確定的にするという加賀藩の積極的な意図が感じられる。

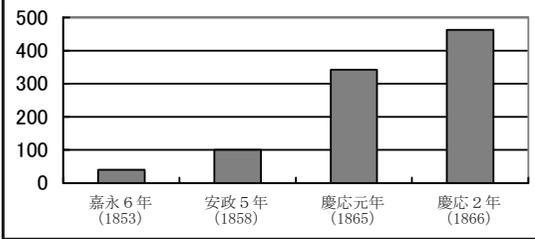
四 幕末の塩硝需要の高まり

幕末になると塩硝の需要が高まり大量に増産された。その背景には、この頃頻りに渡来するようになった異国船の存在がある。嘉永六年（一八五三）には、アメリカ使節ペリーが浦賀に来航した。この来航が後の日米和親条約・日米修好通商条約調印の契機となり、開国の端緒となったことは言うまでもない。加賀藩近海においても、嘉永期（一八四八〜五四）には佐渡や能登沖を異国船が通行し、安政六年（一八五九）には四方・伏木沖にロシア船が渡来した³⁶⁾。

この諸外国からもたらされる緊張状態が続く中で全国的に海防政策が強化された。勿論、加賀藩においても海防政策が強化され、嘉永三年（一八五〇）から同四年にかけて伏木・生地などに台場が築造され、安政元年（一八五四）には洋式砲術を学ぶ加賀藩の藩校として壮猶館が設立された³⁷⁾。塩硝についても、嘉永二年に中塩硝の他国出を禁止し、嘉永六年には中塩硝まで全て買上げ、新塩硝土作りを推奨して

いる³⁸⁾。翌七年には新塩硝土作りが五ヶ山各村各戸に割符された³⁹⁾。加賀藩の塩硝増産対策として代表的なものに、安政五年（一八五八）の塩硝増方仕法と文久三年（一八六三）の塩硝上煮屋株仲間の廃止がある。前者の塩硝増方仕法は、新塩硝土を対象に四年間で一〇一貫余を貸し付け、五年目から毎年一〇貫余ずつ十年賦で返却させ、慶応二年（一八六六）以降に毎年二九〇箇の塩硝生産を見込む計画であった³⁷⁾。後者の塩硝上煮屋株仲間の廃止は、これまで五ヶ山の上煮屋のみに許可していた定式塩硝の製造を他の希望者に許可するものである。これに対して上煮屋らは、臨時上塩硝・中塩硝の製造は新規の上煮屋に許可されてもよいが、定式塩硝の上塩硝一四箇は従来通り上煮屋に製造させてほしいと嘆願したが、籠渡村五兵衛ら一二名が新規の上煮屋として認められた³⁸⁾。

表四 加賀藩が受け取った臨時上塩硝箇高 単位：箇



この幕末期に加賀藩は定式塩硝一四箇の他に臨時上塩硝をたびたび受け取っている。嘉永六年（一八五三）に臨時上塩硝四〇箇が上納されている⁴⁰⁾。これ以降、（表四）に示したように藩が受け取った臨時上塩硝箇高は増え続け、安政五年（一八五八）には一〇〇箇⁴¹⁾、慶応元年（一八六五）には三四二箇⁴²⁾、同二年には四六三箇にも達した⁴³⁾。また、需要が高まるにつれ塩硝の値段も高値となった。（表五）は、羽馬家文書にみえる幕末の塩硝値段を品質

表五 加賀藩による塩硝値段設定

年次 品質	安政2年 (1855) 4月	安政2年 (1855) 6月	文久3年 (1863) 7月	文久3年 (1863) 11月	慶応元年 (1865) 12月
灰汁塩硝 上	2匁9分5厘	3匁1分			6匁2分
” 中	2匁8分5厘	3匁			5匁5分
” 下	2匁7分5厘	2匁9分			4匁9分
上塩硝			8匁8分	15匁5分	15匁
臨時上塩硝			8匁8分	15匁5分	
中塩硝 上			8匁	14匁5分	14匁
” 中			7匁8分	14匁3分	13匁5分
” 下			7匁6分	13匁7分	13匁
下上			5匁3分	11匁8分	12匁5分
下中					12匁
下下					11匁5分

別に書き出したものである。安政二年（一八五五）四月、同年六月、慶応元年（一八六五）一二月の塩硝値段は、加賀藩が値段を設定し、その値段で塩硝を取扱うように煮屋らへ申渡した金額である。文久三年（一八六三）七月の値段は実際に加賀藩が買上げた金額、同年一月の値段は煮屋らからの塩硝値段の値上げの申し出に応じて当二作分のみ許可した金額である。^{④⑤}

嘉永期には、加賀藩重臣が塩硝煮屋惣代へ塩硝の購入を依頼している例が二件ある。いずれも加賀藩へ上納される定式塩硝とは別途に重臣個人から依頼されたとみられる。一例目は、嘉永四年（一八五一）に加賀藩の重臣横山遠江守が中塩硝二箱の購入を塩硝煮屋惣代へ申し入れ、同七年に阿別当村幸右衛門方から購入した例である。^{④⑥}この横山遠江守は、加賀八家の横山家の一〇代当主横山隆章で、嘉永六年にペリーが浦賀へ来航した直後には、当時の加賀一三代藩主前田斉泰の信任を得て江戸への派遣の内命を受けている重臣である。^{④⑦}二例目は、嘉永七年に同じく加賀藩重臣の奥村助右衛門が灰汁塩硝一五〇斤の購入を塩硝煮屋惣代へ依頼した例である。これについて、塩硝煮屋惣代は、灰汁塩硝を購入されると上・中塩硝に精製する際に不足する恐れがあるので中塩硝を購入してほしいと勧めた。^{④⑧}この奥村助右衛門も、加賀八家の中の奥村永福を家祖とする奥村家の一三代当主奥村栄通で、元治元年（一八六四）の禁門の変（蛤御門の変）時には前田斉泰の嫡子前田慶寧とともに上洛して仙洞御所を警衛した重臣である。^{④⑨}買入れ量は少量であるが、藩の重臣が直に塩硝煮屋惣代に購入を依頼していることは、いかに急を要する事態であったかを示している。

また、他国商人から塩硝の購入を依頼された実例がある。塩硝煮屋

惣代小瀬村助左衛門が、その顛末を藩へ報告したところによると以下のような次第であった。嘉永三年（一八五〇）に小瀬村助左衛門が塩硝御用のために金沢へ出府した折に止宿していた山崎町布屋吉兵衛方で若狭国商人と同宿となった。その商人の若狭国加茂村竹中伊八郎から五ヶ山塩硝を三〇箇、同国野木村安右衛門から五〇箇を購入したいと申し出てきた。当時の加賀藩では塩硝の他国売りは差止めとなつていたので、助左衛門が断ると、両者とも飛騨産の塩硝でもよいから購入したいと言った。この件に関して小瀬村助左衛門は、もし彼らが飛騨産の塩硝を買入れて若狭へ運ぶとなれば、飛騨から城端へ出る際に五ヶ山の西赤尾町村を通行することになり、あたかも五ヶ山産の塩硝が他国売りされたように誤解される可能性があり迷惑であるとの所感を報告している⁵⁰。

この他に、嘉永七年には五ヶ山地域以外で塩硝が製造されていた形跡を示す史料がある。嘉永七年四月には、能州奥郡市ノ坂村などへ塩硝製造方法を熟知している五ヶ山の者を派遣するよう依頼されている⁵¹。また同年閏七月には、新川郡町新庄村九兵衛、河北郡牧村重右衛門、石川郡白山神主が加賀藩へ上塩硝を納めており、小瀬村助左衛門が土清水で奉行らとともに見分している。見分の結果、これらは五ヶ山産の塩硝の中塩硝かそれ以下の品質であると判断された⁵²。そして同月には、釜屋久蔵が五ヶ山に来て塩硝製造技術を習得し鶴来の奥の村々へ伝授したとの噂について、小瀬村助左衛門が藩からお尋ねを受けている。助左衛門は、確かに久蔵という者が五ヶ山に来ていたが、その者は大工であり、塩硝の製造方法は教えていないと答えている⁵³。この他、安政五年（一八五八）には、砺波郡井波町板倉屋覚兵衛が壮猶館へ塩

硝を納入している例が確認されている⁵⁴。

以上みてきたように、嘉永期以降は急激な塩硝の需要に駆られ、五ヶ山地域以外にも塩硝製造が奨励され、納入もされていた事実が確認できる。加賀藩が五ヶ山に限定せず、加賀藩領内で製造が可能な地域であれば製造させる姿勢に転じたのは嘉永期といえる。

最後に、五ヶ山における弾薬の製造について考えてみたい。羽馬家文書には弾薬調合に関する史料が二件あり注目される。一件は、嘉永三年の「五ヶ山塩硝調合雑用につき覚書」で、加賀藩が「塩硝調合」経費を塩硝煮屋惣代へ尋ねた際の返答書である。煮屋惣代からは、かつて「黒塩硝」に調合していた二〇〇年前には、塩硝一貫目の調合費用は三匁五分、内訳は硫黄代一匁四分、柿渋・麻木灰・薪木代九分、人足料一匁二分であったとしている。そして、嘉永三年時に調合する場合は、塩硝一貫目の調合費用に七匁六分、内訳は硫黄代（駄賃を含む）二匁、柿渋・麻木灰・薪木代二匁、人足料三匁六分がかかると答えている⁵⁵。もう一件は、天保一三年（一八四二）の「鉄砲筒薬調合方記」で、小瀬村助左衛門が塩硝煮屋惣代を務めていた折に「鉄砲筒薬」、つまり弾薬の調合の分量と製法を書き置いた覚書である。これによると、「白塩硝」一〇〇目・硫黄二〇目・麻木灰二〇目・水一合を煮合わせて天日に干して七昼夜搗き上げ、柿渋一勺を加えて固めるとして

いる⁵⁶。この二件の史料をみると、調合する原材料が塩硝・硫黄・麻木灰・柿渋であることが一致している。これは黒色火薬、つまり弾薬の原材料である。前者の嘉永三年の史料で、加賀藩が訪ねている「塩硝調合」費用は弾薬の調合費用であるのは明白で、史料中の「黒塩硝」は弾薬

を、「白塩硝」は塩硝を示していることが分かる。実際に、弾薬は黒色、塩硝は白色でもあり、このように呼称されることも道理である。

このことを踏まえると、本稿第二項でとりあげた（史料一）の「五ヶ山塩硝薬合方来歴につき答書」の原文にある「黒塩硝」も弾薬のことである。そうすると、寛永一三年（一六三六）までは五ヶ山において弾薬が製造されていたことになる。この（史料一）では、「塩硝薬合」について内々に尋ねられていたが、これも黒塩硝の調合ととらえてよい。つまり、この史料の趣旨は、加賀藩が塩硝煮屋惣代へ黒塩硝（弾薬）の製造を打診しているのである。加賀藩の塩硝買上げが定着して以降、弾薬は藩の薬合奉行所や製薬所にて調合する原則であったにもかかわらず、藩自らが要請していることに注目すべきであろう。小瀬村助左衛門が、二〇〇年来弾薬は調合していないとしながらも、具体的な弾薬調合費用を書き上げていることをみると、弾薬調合方法を常に知っていたともとれる。そして「鉄砲筒薬調合方記」は助左衛門が塩硝煮屋惣代に任命された天保一二年（一八四〇）から二年後に書かれていることに留意すると、五ヶ山塩硝煮屋惣代としての役儀上、弾薬の調合方法を心得ておくことが必要であったから書き記しておいたとも考えられる。勿論、だからといって五ヶ山で近世を通して弾薬が調合されていた証左にはならないが、弾薬の調合方法が知識として伝授され続けてきたとはいえよう。

おわりに

本稿では、羽馬家文書調査の経緯と概要をみた上で、五ヶ山塩硝煮

屋惣代を務めた小瀬村助左衛門の残した塩硝関係史料をみてきた。塩硝製造の起源、加賀藩の専売品としての塩硝と他国出・売買の様子、そして幕末のとりわけ嘉永三年（一八五〇）以降の史料から読み取れる塩硝需要の高まりについて俯瞰した。そして、この塩硝需要の高まりに伴い、加賀藩の専売品として五ヶ山地域限定の製造品であった塩硝が加賀藩領内の他地域でも生産されていた実態について触れた。また、羽馬家文書中に五ヶ山にて弾薬を製造していた可能性を考えさせられる史料があることを指摘した。

塩硝が加賀藩の専売品であり、その製造の殆どが五ヶ山地域に限定されていたために、藩側ではなく村方に残る塩硝の動きを追うことで、幕末に外国からの影響を受けた時の加賀藩の動向を窺うことにもなった。塩硝が海防や軍事に必須である武器の原料であるからこそ、そういった政治的な意味合いも反映しているといえる。大言壮語すれば、山村の一つの家の史料から世界の動きが見えるといっても過言ではない。羽馬家文書は羽馬家という家の歴史、小瀬村の歴史を示す史料でありながら、五ヶ山塩硝煮屋惣代という役儀を務めていたために加賀藩の塩硝政策の実態をも示す貴重な史料群である。

今後の課題としては、五ヶ山での弾薬製造の実例の有無の検証がある。そして、五ヶ山地域の他家の塩硝関係史料、全国的に残っている塩硝関係史料を照合して、塩硝をめぐる様々な実態を知ること、五ヶ山地域の特殊性にも迫ることができると考える。

結果として本稿は、これまで『富山県史』・『越中五箇山平村史』・『利賀村史』・『上平村史』などで詳術されてきた塩硝の概要について羽馬家文書を参照してなぞる形となった。論考までに及ばず、五ヶ

山における塩硝生産の概説となったことを、容赦いただきたい。なお、例会発表の折には、佐伯安一氏、千秋謙治氏、金龍教英氏の各氏に多大な御教示を賜りましたことを深謝いたします。

(なかじょうあつこ 富山県公文書館史料調査員)

(注)

- (1) 『富山県公文書館文書目録 歴史文書二十九』は、富山県公文書館閲覧室で閲覧可能。羽馬家文書を閲覧・複写希望の方は目録で検索し申請していただければ、複写製本(写真版)の閲覧・複写が可能。目録は同館にて定価一六〇〇円で販売。
- (2) 『富山県史』通史編Ⅲ近世上・『富山県史』通史編Ⅳ近世下・『富山県史』史料編Ⅳ近世中。
- (3) マイクロフィルムは二六巻、総コマ数一三三八九コマに及ぶ。
- (4) 但し、総点数のうち四八点は個人情報等の理由で非公開史料となるため目録には掲載していない。
- (5) 羽馬家文書 天保一四年「五ヶ山塩硝製法上申書」整理番号四四―16―3。『富山県公文書館文書目録 歴史文書二十九』に目録掲載。以下、注記する羽馬家文書は全てこの目録に掲載されているため、年次・史料名・整理番号のみ表記する。
- (6) 羽馬家文書 (文久三年)「当年一作硝石値上につき申渡書」 四六一―17―1に依る。また、板垣英治「加賀藩の火薬」(『金沢大学日本海城研究』第三号所収)を参照。
- (7) 生田家文書 文化一〇年「五ヶ山塩硝出来次第書」(『富山県史』史料編Ⅳ近世中に掲載)。
- (8) 瑞願寺文書 慶長一〇年「前田利長、当年分五ヶ山塩硝請取状」(『富山県史』史料編Ⅲ近世上に掲載)。
- (9) 羽馬家文書 寛永一〇年「塩硝先手銀受取手形」四一―46。
- (10) 羽馬家文書 嘉永三年「五ヶ山塩硝薬合方来歴につき答書」四三―1―28。
- (11) 羽馬家文書 嘉永二年「五ヶ山塩硝煮屋敷・塩硝年分出来方書上など」四三―1。
- (12) 前掲注⑦の生田家文書にも寛永一四年に加賀藩が塩硝を買上げたことが記されている。
- (13) 羽馬家文書 元治二年「安政四年巳年正月南大谷豆村彦次郎義上煮屋迷惑におよび可申書上候書付写」四四―18。
- (14) 羽馬家文書 (天保一三年)「御定式上塩硝来歴につき書上」四二―16―6。
- (15) 『富山県史』通史編Ⅳ近世下、『利賀村史』2近世、『越中五箇山平村史』上巻など参照。
- (16) 羽馬家文書 天保一一年「塩硝惣代役改替方願書」四二―3。
- (17) 塩硝の道研究会編刊『塩硝の道―五箇山から土清水へ―』三〇頁には、鉢蝋文書より作成された上煮屋の一覧表あり。
- (18) 『越中五箇山平村史』上巻四三八・四三九頁に上煮屋株持人の一覧あり。
- (19) 羽馬家文書 嘉永二年「五ヶ山塩硝出来高大綱并他国出取縮方等につき申上書」四三―1―1など。
- (20) 羽馬家文書 天保一二年「当年出来上塩硝の土清水御蔵へ届書及び預り書」四四―3など。『富山県公文書館文書目録 歴史文書二十九』の九〇―九二頁参照。

- (21) 佐伯安一「塩硝の道―五箇山から金沢へ―」(『砺波散村地域研究所研究紀要』第二〇号所収)、および前掲注(17)参照。
- (22) 羽馬家文書「五ヶ山塩硝蔵入につき一件」四六―16に所収される四六―16―2・3・6・7など。
- (23) 江戸の佃島沖での火術実演が名物として知られた砲術森重流の指南書『森重流砲術三種巻』に「今世諸国より産する所の硝石を試みるに加州を第一品とす」と紹介されている。
- (24) 羽馬家文書 天保三年「五ヶ山塩硝売買につき上申書」四四―14―4。
- (25) 羽馬家文書 巳年「他国売出の中煮塩硝の宮腰浦にて船積の際見合印鑑入用につき申渡書」四六―16―1。
- (26) 羽馬家文書 天保三年「(塩硝御用請書出津舟積切手等調留)」四四―14。
- (27) 羽馬家文書 天保一三年「当年御用塩硝土清水土蔵へ持届方及延着申二付日延願書付并岩瀧村伊右衛門品違塩硝方書付留」整理番号四四―15。
- (28) 羽馬家文書 寅年(天保一三年)「五ヶ山出来塩硝の上塩硝と中塩硝の振分吟味方などにつき申上書」四四―15―8。
- (29) 羽馬家文書 卯年(天保一四年)「塩硝吟味人大牧村六郎右衛門ら二人へ五ヶ山出来塩硝取縮方申渡書」四四―16―1。
- (30) 羽馬家文書 午年(安政五年)「苗島村次郎左衛門に塩硝吟味人申付けるにつき五ヶ山村々一統へ申渡書」四六―4―3。
- (31) 羽馬家文書 元治二年「(五ヶ山定式塩硝の上煮屋へ従来通り申付方願書)」四五―1。
- (32) 『加賀藩史料』幕末編上巻、『富山県史』通史編IV近世下など。
- (33) 前掲注(32)参照。
- (34) 羽馬家文書 酉年(嘉永二年)「中煮塩硝他国出并外売り当分指留方申渡書」四三―1―2。
- (35) 羽馬家文書 嘉永七年「諸郡出来の灰汁塩硝を五ヶ山煮屋どもへ精製仰付け方願書」四二―17―3。
- (36) 羽馬家文書 嘉永七年「赤尾谷等煮屋是迄灰汁取口無之人書出新土村々より書出方記帳」四三―5など。
- (37) 羽馬家文書 安政五年「塩硝増方仕法帳」四三―9。『富山県公文書館文書目録 歴史文書七』に所収の羽馬家文書目録の解説部分にて詳述。
- (38) 羽馬家文書 文久三年「勝手上煮許可なれども五箇山定式塩硝は上煮屋へ従来通り申付方願書」四六―17―17など。
- (39) 羽馬家文書 文久四年「勝手上煮許可なれども五箇山定式塩硝は上煮屋へ従来通り申付方願書」四四―17―19など。
- (40) 羽馬家文書 寅年(嘉永七年)「臨時上煮塩硝四〇箇の中勘銀受取書」四二―17―2。
- (41) 羽馬家文書 安政五年「五ヶ山臨時上煮塩硝一〇〇箇及中煮塩硝増出来方など申渡書」四二―16―10。
- (42) 羽馬家文書 慶応元年「元治元年五ヶ山出来臨時上塩硝請取切手写」四五―2―5など。
- (43) 羽馬家文書 慶応二年「慶応元年五ヶ山出来臨時上塩硝請取切手写」四五―6―3など。
- (44) 羽馬家文書 安政二年「灰汁塩硝値段など書上」四二―16―3、丑年(慶応元年)「五ヶ山塩硝・灰汁値段など覚書」四五―2―20。
- (45) 羽馬家文書 文久三年「塩硝値上方願うにつき従前の値段など書上」

四六―17―12、亥年（文久三年）「当一作塩硝値上につき値段書上」四六―17―15。

(46) 羽馬家文書 亥年（嘉永四年）「横山遠江守様入用の中煮塩硝を煮屋惣代小瀬村助左衛門より買入れの儀につき申渡書」四二―16―11、嘉永七年「横山遠江守様直買入れの中塩硝受取切手の儀につき案内書」四二―17―31。

(47) 『加賀藩史料』幕末篇上巻。『加能郷土辞彙』の横山隆章項。

(48) 羽馬家文書 嘉永七年「中塩硝にて奥村助右衛門様方へ買上げ方願書」四二―17―14。

(49) 『加賀藩史料』幕末篇上巻。『加能郷土辞彙』の奥村栄通項。

(50) 羽馬家文書 戊年（嘉永三年）「塩硝御用にて止宿の節に若狭国商人らより塩硝買入れ願いある儀につき申上書」四三―11―27。

(51) 羽馬家文書 寅年（嘉永七年）「能州奥郡市ノ坂村等へ新製塩硝出来方案内人を一人遣わし方申渡書」四二―17―6。

(52) 羽馬家文書 寅年（嘉永七年）「新川郡町新庄村出来の塩硝の見分につき申上書」四二―17―10、（嘉永七年）「土清水御蔵前に上中塩硝見分所願う儀につき覚書」四二―17―20。白山神主からの塩硝上納については、安政元年二月二三日に、白山神主建部貢製造の硝石二〇貫目の加賀藩の買上げが家老らによって許可されている（『加賀藩史料』幕末篇上巻）。

(53) 羽馬家文書（嘉永七年）「土清水土蔵前に上中塩硝見分所願う儀につき覚書」四二―17―20。

(54) 井波町肝煎文書 安政五年「板倉屋覚兵衛、壮猶館納めの硝石製造方一件」。『井波町史』上巻。

(55) 羽馬家文書 嘉永三年「五ヶ山塩硝調合雑用につき覚書」四三―1―34。原文にある「塩硝調合」「黒塩硝」の表記に留意。

(56) 羽馬家文書 天保一三年（一八四二）「鉄砲筒薬調合方記」四二―4。文末に分量・製法について「小頭幸右衛門」から習ったとある。この小頭幸右衛門は、当時の薬合奉行所の役人萩村幸右衛門とみられる（羽馬家文書 卯年（天保一四年）「五ヶ山上塩硝の土清水御蔵への持届け方など申渡しにつき廻状」四四―15―4に依る）。

(57) 羽馬家文書 嘉永三年「五ヶ山塩硝薬合方来歴につき答書」四三―1―28。本稿の「二 羽馬家文書にみえる塩硝の起源と由来」に翻刻文掲載。

砺波散村地域研究所研究紀要 第32号

平成27年 3月31日

編集・発行 砺波市立砺波散村地域研究所

富山県砺波市太郎丸80
電話 0763 (34) 7170
FAX 0763 (34) 7182
〒939-1382
Eメール sansonken@city.tonami.lg.jp

印刷 アカマツ印刷